

受理番号第14号  
受理日 17.6.22

国総建第69号  
国総建整第72号  
平成21年6月19日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



### 下請資金繰り支援事業について

景気状況が悪化する中、建設投資の急速な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は、極めて厳しい経営状況に直面していることから、今般、平成21年5月29日に成立した平成21年度補正予算において、下請建設業者等の経営強化対策として、下請建設業者等の資金繰りの円滑化のための措置が講じられたところです。

このたび、上記の措置を受け、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、下請建設業者等の資金繰りを確保するため、債権の買取時の下請建設業者等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る下請資金繰り支援事業を当分の間実施することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

なお、下請代金の支払の適正化等については、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成20年11月27日付け国総入企第14号）等により、「下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意する」よう、また、元請負人は「下請負人が債権譲渡承諾について依頼してきた場合は、その承諾について配慮する」よう、かねてから貴職のご指導をお願いしているところですが、重ねてのご指導をお願いします。

(別添1)

国総建第67号

国総建整第67号

平成21年6月15日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省建設流通政策審議官

### 下請資金繰り支援事業について

景気状況が悪化する中、建設投資の急速な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は、極めて厳しい経営状況に直面している。このため、今般、平成21年5月29日に成立した平成21年度補正予算において、下請建設業者等の経営強化対策として、下請建設業者等の資金繰りの円滑化のための措置が講じられたところである。

これまで貴基金におかれては、下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度等を着実に実施する等、中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化に努めていただいているところであるが、この度、上記の措置を受け、下請建設業者等の資金繰りを確保するため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、債権の買取時の下請建設業者等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る下請資金繰り支援事業を当分の間実施することとした。

については、同事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

### 記

#### 1 本事業の概要

本事業は、下請建設業者又は資材業者（以下「下請建設業者等」という。）の資金需要に応じて、下請建設業者等が元請建設業者（発注者から直接建設工事を請け負っている建設業者をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（下請建設業者等

と元請建設業者との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設業者が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）を、ファクタリング事業者（債権の支払期日前に債権者から債権を買い取り、その債権金額から当該金額に買取料率を乗じて得た金額を差し引いた金額を当該債権者に支払う事業を行う者をいう。）が積極的に買い取ることを促進することによって下請建設業者等の資金繰りの円滑化を図るため、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、債権買取時における下請建設業者等の金利負担を軽減するため助成を行うとともに、買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となったためファクタリング事業者に損失が発生した場合に当該損失（以下単に「損失」という。）の補償を行うものである。

## 2 本事業の対象範囲

### （1）対象となる下請建設業者等

本事業の対象となる下請建設業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者とする。

- ① 元請建設業者から当該建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者
- ② 元請建設業者に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

### （2）対象となる債権

#### ①債権の成因要件

本事業による買取の対象となる債権は、元請建設業者を債務者、下請建設業者等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

#### ②元請建設業者の要件

本事業による買取の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設業者が債務者であるものとする。

- イ) 本事業に基づく債権の買取を実施しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。
- ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ニ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ホ) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

### 3 ファクタリング事業者の選定基準

本事業を実施するファクタリング事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認める者とする。

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の買取を確実に実施するに足りる財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額若しくは出資の総額が別に定める額以上のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

### 4 ファクタリング事業者の債権買取限度額等

#### (1) 債権買取限度額

- ① ファクタリング事業者ごとの債権買取限度額（買取債権残高の限度額をいう。以下同じ。）は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金及びファクタリング事業者は、①により記5の協定に債権買取限度額を定めるときは、ファクタリング事業者が過大なリスクを取ることをしないよう留意するものとする。

#### (2) 一の元請建設業者当たり債権買取限度額

- ① ファクタリング事業者の一の元請建設業者当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金は、一の元請建設業者に係る全ファクタリング事業者を通じての債権買取残高が、基金の定める上限額を超えないよう、ファクタリング事業者の当該元請建設業者に係る債権買取限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 一の下請建設業者等当たり債権買取限度額

- ① ファクタリング事業者の一の下請建設業者等当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② ファクタリング事業者が一の下請建設業者等から買い取る債権の下限額は、買取一回当たり、別に定める額以上で記5の協定に定める額とする。この場合において、一回に複数の債権を買い取るときは、当該複数の債権の債権金額の合計額が、前段で定める買取下限額以上であれば足りるものとする。

#### (4) 債権の買取料率の上限

ファクタリング事業者が債権買取の際に設定する買取料率は、別に定める利率を上限とする。

## (5) 損失補償限度額

ファクタリング事業者が受けられる損失補償の限度額は、平成21年度建設業振興費補助金（建設業金融円滑化補助金）交付要綱に基づいて基金に交付された補助金及び本事業を利用する下請建設業者等が支払う利用料金により、基金内に造成された建設業金融円滑化基金（金利負担助成に充てる部分を除く。）の範囲内で各年度ごとに記5の協定に定める額とする。

## 5 協定の締結

### (1) 協定に定める事項

基金は、本事業を実施するため、ファクタリング事業者と本事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- ① 記4(1)から(3)までに定める債権買取限度額及び(5)に定める損失補償限度額
- ② 記6(2)に定める利用料金の徴収及び基金への支払手続その他債権買取のため必要な手続
- ③ 記7に定める金利負担助成の実施手続
- ④ 記8に定める損失補償の実施手続
- ⑤ ファクタリング事業者が基金に対して行う下請建設業者等の債権の買取実績及び損失の発生実績に関する報告手続
- ⑥ ファクタリング事業者が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

### (2) 債権買取限度額及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業金融円滑化基金の残高、本事業におけるファクタリング事業者の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①の各債権買取限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

## 6 債権の買取手続

### (1) 債権の譲渡

下請建設業者等は、債権をファクタリング事業者に譲渡し、当該ファクタリング事業者は、当該債権の買取金額を下請建設業者等に支払う。

### (2) 利用料金

下請建設業者等は、債権を譲渡する際、別に定める料率の利用料金をファクタリング事業者を通じて基金に支払う。

### (3) 基金の債務保証

基金は、ファクタリング事業者が債権買取のために必要とする資金を金融機関より調達するため、当該資金調達に対し債務保証を行うことができる。

### (4) 債権金額の回収

ファクタリング事業者は、支払期日に元請建設業者から債権金額を回収する。

## 7 金利負担助成

### (1) 助成額

基金は、下請建設業者等が本事業により債権の譲渡を行う場合において、当該下請建設業者等に対し、(2)に定める方法により別に定める料率に相当する額を助成する。

### (2) 助成の実施

- ① 基金から助成金を受け取るファクタリング事業者は、債権買取の際、その設定する債権の買取料率から(1)の助成料率相当分を差し引く。
- ② 基金は、ファクタリング事業者の債権買取額を基に、別に定める期間ごとにファクタリング事業者に対して助成金を交付する。

## 8 損失補償

### (1) 損失補償の実施

基金は、記5の協定に基づきファクタリング事業者が下請建設業者等から買い取った債権の全部又は一部の回収が、元請建設業者に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により困難となり、ファクタリング事業者に損失が生じたときは、当該債権金額に別に定める率を乗じた額を補償する。

### (2) 損失補償金の支払

基金は、記5(1)⑤に基づきファクタリング事業者から損失の発生実績に関する報告を受けた後、ファクタリング事業者から損失補償金の請求を受け、別に定める期間ごとにファクタリング事業者に対し損失補償金の支払を行う。

### (3) 損失補償の対象となった債権の管理及び回収並びに回収した場合の返戻

ファクタリング事業者は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、別に定めるところにより、回収額の一定割合を基金に返戻する。

## 9 国への報告

基金は、本事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

## 10 適正な事業を確保するための措置

基金は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

### 附 則

#### (1) 施行期日

本事業は、平成21年7月1日から施行し、当面、平成23年3月31日までに買い取られた債権を対象とする。

#### (2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(別添2)

国総建第68号

国総建整第71号

平成21年6月19日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

#### 下請資金繰り支援事業に係る事務取扱いについて

景気状況が悪化する中、極めて厳しい経営状況に直面している下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、今般、「下請資金繰り支援事業について」（平成21年6月15日付け国総建第67号、国総建整発第67号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請建設業者等の債権の買取時における金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る事業を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

##### 1 ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特に売掛債権の買取に関する実務経験及び専門知識を有する者として（財）建設業振興基金が認めるものに係る当該額については、この限りでない。



## 2 民間事業者の買取限度額等

### (1) 債権買取限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、原則として、ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

### (2) 一の元請建設業者当たり債権買取限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、5億円とする。

### (3) 一の下請建設業者等当たり債権買取限度額

① 建流審通知記4(3)①に規定する別に定める額は、下請建設業者等の規模等に応じ1億円、3億円又は5億円のいずれかとする。

② 建流審通知記4(3)②に規定する別に定める額は、額面金額で500万円とする。

### (4) 債権の買取料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

## 3 利用料金の料率

建流審通知記6(2)に規定する別に定める料率は、原則として、当該債権額に対して年率1%とする。

## 4 金利負担助成

### (1) 助成額

建流審通知記7(1)に規定する別に定める料率は、ファクタリング事業者が債権を買い取る際に設定する債権の買取料率(年率)の2分の1(ただし、年率3%を上限とする。)とする。

### (2) 助成金の交付

建流審通知記7(2)②に規定する別に定める期間は、3か月とする。

## 5 損失補償

### (1) 損失補償率

建流審通知記8(1)に規定する別に定める率は、原則として、95%とする。ただし、本事業により平成21年12月31日までに買い取られた債権については、一の元請建設業者当たり買取債権の合計額のうち1,000万円までの部分に対する当該率は、99%とする。

(2) 損失補償金の支払

建流審通知記8(2)に規定する別に定める期間は、原則として、3か月とする。

(3) 損失補償の対象となった債権を回収した場合の返戻

建流審通知記8(3)に基づき、ファクタリング事業者が損失補償の対象となった債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

6 国への報告

建流審通知記9に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 施行期日

この通知は、平成21年7月1日から施行することとし、平成23年3月31日までに買い取られた債権を対象とする。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。